

# 共済金の税法上の取扱い

◎ 廃業(等)などで小規模企業共済金をお受け取りになる場合の税法上の取扱いは以下の通りです。

共済金	税務上の取り扱い	確定申告の必要の有無
	一括受取り	退職所得
分割受取り	公的年金等の雑所得 <sup>②</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・源泉徴収として一律7.6575%徴収</li> <li>・確定申告が必要 (毎年1月に源泉徴収票を送付)</li> </ul>

- ② その年中にお受け取りいただいた分割共済金にその他の公的年金額を加えた額から「公的年金等控除」の額を差し引いた額が課税対象。
- ③ 分割で共済金をお受け取りいただく場合に未返済の貸付金、未納掛金等がある場合は共済金からこれらの額を控除しますが、その控除額は一括受取り共済金となり、税法上の扱いも同様。
- ④ 繰上げ受取りされる分割共済金は退職所得扱いとなります。  
(死亡の場合は相続財産となります。)

## 準共済金

退職所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・源泉分離課税ですので原則不要</li> <li>・「共済金等請求書」の提出と同時に「退職所得申告書」の提出が必要</li> </ul>
------	---

## 解約手当金

任意解約	65才以上	退職所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・源泉分離課税ですので原則不要</li> <li>・「共済金等請求書」の提出と同時に「退職所得申告書」の提出が必要</li> </ul>
	65才未満	一時所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定額以上の解約手当金は確定申告が必要</li> </ul>
任意以解外約		一時所得	

一時所得の金額の計算上  
納付した掛金の総額は支出した金額に  
算入できません。